

高等学校等就学支援金制度については入学入寮説明会での説明を予定していますが、記入例等を見てご記入や書類準備が可能な方につきましては、説明会当日のご提出をお願いいたします。

令和7年2月

保護者 各位

吉備高原学園高等学校事務室

### 高等学校等就学支援金について

就学支援金は、高等学校等の授業料の支援として、保護者全員の市町村民税課税標準額の合計額に応じて、授業料を上限に国が支給する制度です（4支給額参照）。

受給資格認定は生徒からの申請により行いますが、マイナンバーを利用して保護者の課税情報等を得し審査を行うこととなっております。

つきましては、岡山県などの関係自治体に対して保護者のマイナンバーを提出することについて御承諾いただくとともに、下記書類を提出していただきますようお願いいたします。

#### 1 マイナンバーを利用する対象事務

- ・高等学校就学支援金の支給に関する事務
- ・私立高校生等教育給付金の支給に関する事務
- ・私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
- ・私立高等学校納付金減免補助金の支給に関する事務
- ・私立高等学校等生徒授業料軽減補助金の支給に関する事務

#### 2 提出書類

記入いただく書類は申請の有無によって異なりますが、**ホッチキス留めのまま全て提出ください。**

○就学支援金提出書類確認票【申請される方・申請しない方全員記入・提出】

○高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（保護者による代筆可）【申請される方】

○個人番号カード（写）等貼付台紙（保護者全員分）【申請される方】

○住民票・身分証明書等貼付台紙（保護者全員分）【郵送で申請される場合のみ】

○保護者全員（両親）の「令和6年度市町村民税・道府県民税課税証明書」【申請される方】

（コピーでも可。ホッチキス留め書類に併せて提出してください）

○高等学校等就学支援金受給資格消滅通知【該当の方のみ】

※以前に在籍していた高校で就学支援金を受給していた場合

#### 3 提出日

入学・入寮説明会の際にお伝えいたします。（説明会当日の提出も可能です）

#### 4 支給額

高等学校在学期間の36月以内で、課税額に応じて、次の要件に該当する方が支給対象となります。

なお、本校の授業料33,000円を上限に授業料から相殺させていただきます。

保護者全員（両親）の市町村民税課税標準額 × 6% - 市町村民税調整控除額の合計額が、

・154,500円未満の場合、月額33,000円支給（年収の合計目安：約590万円未満）

・304,200円未満の場合、月額9,900円支給（年収の合計目安：約910万円未満）

※304,200円以上の場合は支給されません。

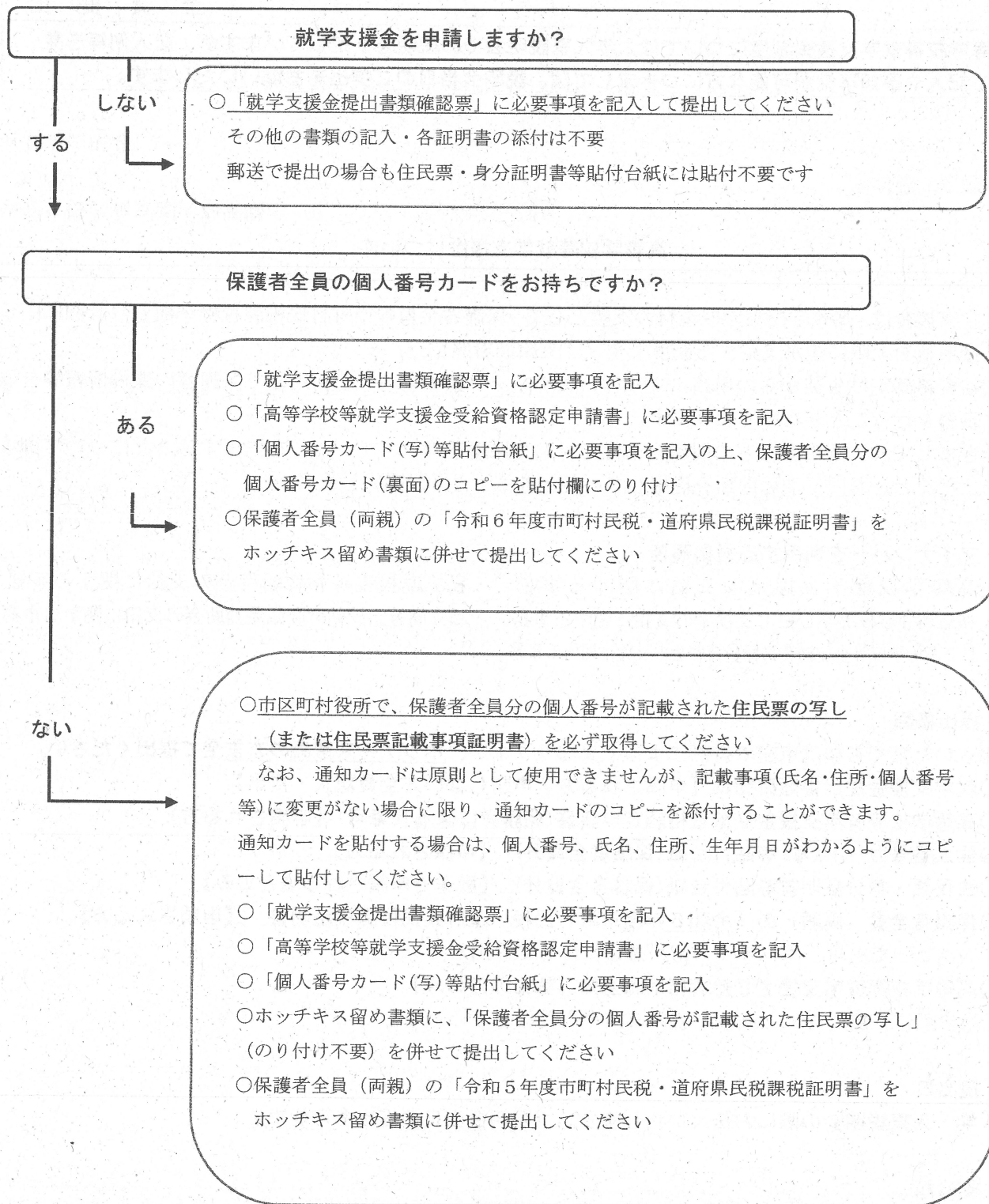
※政令市の場合は調整控除額を調整控除額×0.75として計算してください。

〒709-2393

岡山県加賀郡吉備中央町上野2400

吉備高原学園高等学校 事務室

TEL:0866-56-8211 FAX:0866-56-8214



#### 留意事項(共通)

- 書類はホッチキス留めのまますべて提出してください
- 郵送で提出する場合は、「住民票・身分証明書等貼付台紙」に保護者の身分証明書のコピーをのり付けてください。生徒または保護者が持参される場合は、住民票・身分証明書等貼付台紙には貼付不要です
- 個人番号カード(裏面)は、個人番号がわかるようにコピーしてのり付けしてください
- マイナンバーを利用せず申請を検討されている方は、事務室までご連絡くださいますようお願いいたします

# 高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ  
(必ず、保護者の方に  
渡してください)

## 1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

### 【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方が対象**です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

### 【算定式】

**(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額**

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

## 3. 支給額

### (1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）  
(国公立高校は授業料負担が実質0円になります。)

### (2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります（右図参照）。

※所得の判定基準は、1.の算定式により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

## 2. 受給資格の申請、収入状況の届出

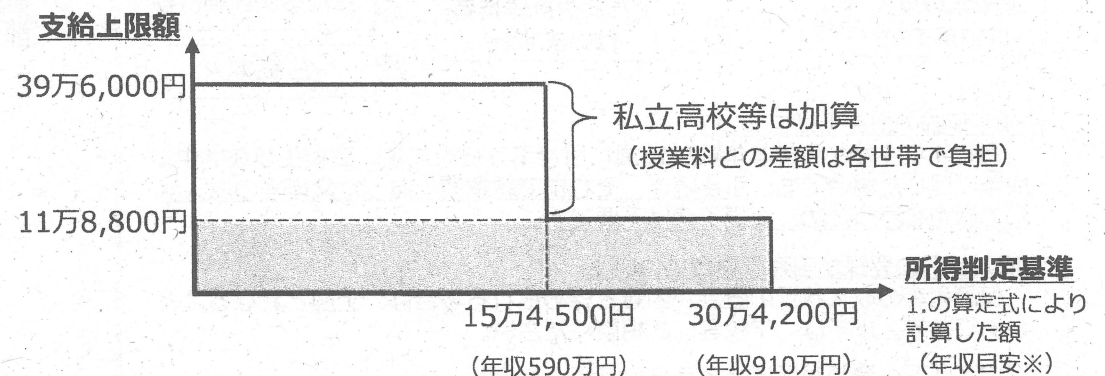
### 【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、申請が必要です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。  
申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

### 【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、収入状況の届出が必要です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。  
※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

### 全日制高校の場合の支給額



具体的な手続などは裏面をご覧ください →



## 4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員  
必要です！

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。

申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

### (1) マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

### (2) マイナンバーカードを持っていない場合

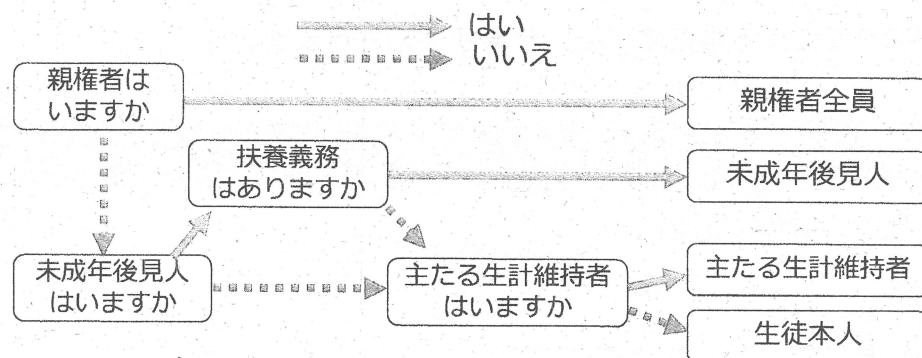
都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

※都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。

#### 【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、**親権者全員分**（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは下図のとおり）。

### 誰の収入状況の登録が必要か？



#### ○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、**変更手続は不要です**。

#### ○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。まずは、学校等にご相談ください。

#### 【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

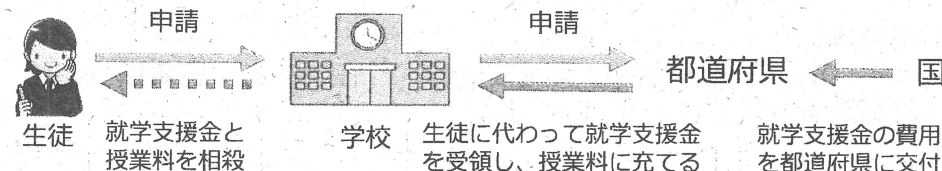
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

等

## 5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



## 6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、  
通われる学校へお問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



## 7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、**低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金』**（返還不要）や、都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」をご覧ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



文部科学省ホームページ：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



高校生等への修学支援

検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN



## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

### 留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用するの申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から发出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

岡山県知事 殿

高等学校等就学支援金

- ☒ 受給資格認定申請書（初回時）  
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）  
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- ☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

|       |     |     |       |     |
|-------|-----|-----|-------|-----|
| ふりがな  | き び |     | た ろ う |     |
| 生徒の氏名 | 姓   | 吉 備 | 名     | 太 郎 |

|                |                                           |  |               |  |
|----------------|-------------------------------------------|--|---------------|--|
| 生徒の生年月日        | 平成 21 年 4 月 2 日                           |  |               |  |
| 生徒の住所          | 〒 709-2393<br>岡山 都道府県 加賀郡吉備中央 市区町村 上野2400 |  |               |  |
| 保護者等の電話番号      | 0866-xx-xxxx                              |  | 090-xxxx-xxxx |  |
| 保護者等の電子メールアドレス | xxxx@xxx. xxxxx<br>寮の住所を記入                |  |               |  |
| 生徒が在学する学校の名称   | 吉備高原学園高等学校                                |  |               |  |

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）  
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。  
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者  
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

該当する場合 必ず記入してください。また、前籍校から発行される「就学支援金消滅通知書」を提出してください。

|                      |                     |                                 |             |
|----------------------|---------------------|---------------------------------|-------------|
| ①現在通っている高等学校等の在学期間   | 学校名<br>私立吉備高原学園高等学校 | 年 月 日<br>~ 年 月 日                | 高等学校（全日制）   |
| ②過去に別の高等学校等に在学していた期間 | 学校名<br>立            | 年 月 日<br>~ 年 月 日<br>(うち支給停止期間等) | 学校の種類・課程・学科 |



## 【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

- ① ☒ 親権者（両親）2名分  
生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
- ② ☐ 親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）  
（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
- ② ☐ ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
- ☐ イ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、  
親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
- ③ ☐ 未成年後見人 ☐ 名分  
親権者が1名の場合 未成年後見人が選任されている場合  
未成年後見人が選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
- ④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分  
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
- ⑤ ☐ 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
- ☐ ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
- ☐ イ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、  
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、  
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
- ⑥ ☐ 生徒本人  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

- ⑦ ☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

| 氏名<br>(ふりがな) きび いちろう                | 生徒との続柄 | 氏名<br>(ふりがな) きび はなこ                 | 生徒との続柄 |
|-------------------------------------|--------|-------------------------------------|--------|
| 吉備 一郎                               | 父      | 吉備 花子                               | 母      |
| 生年月日 昭和50年 4月 1日                    |        | 生年月日 昭和51年 5月 1日                    |        |
| <input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている |        | <input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている |        |

上記保護者等の生活保護等の生活扶助を受けている場合はご確認の上、必ずチェックをいれてください。1  
日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

|                                          |                                          |
|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 兵庫 都道 神戸市北 市区<br>府 県 町 村                 | 兵庫 都道 神戸市北 市区<br>府 県 町 村                 |
| <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 | <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 |

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがある。

ご確認の上、必ずチェックをいれてください。

## 【3. 確認事項】（確認事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

- ☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

# 個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を2名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

|    |              |            |
|----|--------------|------------|
| 学校 | 名称           | 吉備高原学園高等学校 |
|    | 種類・課程・学科等    | 普通科        |
| 生徒 | ログインID       | 記入不要       |
|    | ふりがな         | きび たろう     |
|    | 氏名           | 吉備 太郎      |
|    | 学年・クラス・出席番号等 | 記入不要       |

|      |                                                                                                                                                                                |                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 保護者等 | 個人番号                                                                                                                                                                           | 5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6 |
|      | 氏名                                                                                                                                                                             | 吉備 一郎                       |
|      | 生年月日                                                                                                                                                                           | 昭和 50年04月01日<br>平成          |
|      | <p>●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください<br/>＜連絡先＞個人番号コールセンター 〇〇-△△-□□</p> <p>個人番号 5678 9012 3456<br/>氏名 吉備 一郎<br/>昭和50年 4月 1日生</p> <p>＜個人番号カードは、裏面のコピーを＞</p> <p>貼り付けてください。</p> |                             |

|      |                                                                                                                                                                                |                             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 保護者等 | 個人番号                                                                                                                                                                           | 2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3 |
|      | 氏名                                                                                                                                                                             | 吉備 花子                       |
|      | 生年月日                                                                                                                                                                           | 昭和 51年05月01日<br>平成          |
|      | <p>●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください<br/>＜連絡先＞個人番号コールセンター 〇〇-△△-□□</p> <p>個人番号 2345 6789 0123<br/>氏名 吉備 花子<br/>昭和51年 5月 1日生</p> <p>＜個人番号カードは、裏面のコピーを＞</p> <p>貼り付けてください。</p> |                             |

ログインID欄、学年クラス出席番号欄は記入しないでください。

保護者が2名の場合は、それぞれについて記入し、個人番号カード（裏面）または通知カード（個人番号・氏名・住所・生年月日がわかるように）のコピーをのり付けしてください（白黒でも可）。

番号カード、通知カードのいずれもない場合は、お住いの市町村役場で、個人番号入りの住民票を取得して提出してください（のり付け不要）。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。